

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年7月4日

食品・生活衛生課長

1 業務の概要

(1) 業務名

旅館業無許可営業者情報収集業務

(2) 業務の目的

旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定に基づく手続きを行うことなく人を宿泊させる営業を行う者の情報を収集し、県における同法の規定に基づく指導の端緒とする。

(3) 業務内容

受託者はインターネットを利用し、SNSやホームページ又は旅行予約サイト等のインターネット上で集客行為を行う者に関する情報を収集し、許可台帳施設と照合の上、無許可営業疑いのある施設を県に報告する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

※仕様書（案）に掲げる内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえ、県と受託者の協議により内容を変更することがあります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施体制等

(ア) 実施体制

(イ) 類似事業の履行実績

イ 実施方法

(ア) 実施スケジュール

(イ) 情報収集対象コンテンツとその量

(ウ) 情報収集の方法

ウ 業務に要する経費とその内訳

エ その他業務の目的を達するために有効な取組み

(6) 業務の実施場所

受託者の所在地

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から、令和8年2月28日までのうち、県が指定する2カ月間（夏～秋と冬の1カ月間ずつを想定）

(8) 費用の上限額

2,557,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がCに区分されている者であること。
- (6) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課 生活衛生係（担当：上嶋） 電話 026-235-7153 ファックス 026-232-7288 メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

- (4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年7月14日（月）（土曜日、日曜日及び休日^{*}は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先 3(3)に同じ。（メールも同様）

ウ 提出方法 持参又は郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに食品・生活衛生課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）ア）の3日前までに、書面により食品・生活衛生課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により食品・生活衛生課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア）受付場所 3（3）に同じ。

（イ）受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は実施しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3（3）に同じ。

(2) 受付期間 令和7年7月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 食品・生活衛生課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年7月18日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表による。

(3) 企画書記載上の留意事項

ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

イ 「5 再委託の予定」又は「6 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- ア 受付場所 3 (3)に同じ。
- イ 受付期間 5 (2)に同じ。
- ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
- ア 提出期限 令和7年7月24日（木）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- イ 提出先 3 (3) に同じ。
- ウ 提出部数 6部（原本1部、写し5部）
- エ 提出方法 持参又は郵送とします。
- ただし、郵送の場合は提出期限までに食品・生活衛生課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (3) の担当者に確認してください。
- (6) 企画提案の選定基準
- 企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目	評価基準	配点
1 実施体制等	○実施体制 本業務を効率的に実施できる体制であるか	10
	○類似事業の履行実績 本業務に活用できる業務経験を有しているか	10
2 実施方法	○実施スケジュール 効果的に事業を実施できるスケジュールであるか	20
	○情報収集対象コンテンツとその量 効率的に本業務の目的に即した情報収集を行うコンテンツを選定できているか	30
	○情報収集の方法 効果的な情報収集の方法を想定しているか	
3 業務に要する経費とその内訳	○予算内で最大限の効果を出すことができる提案となっているか ○見積金額が適正な価格となっているか	20
4 その他業務の目的を達するために有効な取組み	○創意工夫など優れた点があるか	10
合 計		100

- (7) 企画提案の選定の方法
- 企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います。
- ア 1次審査（書面審査）
- (ア) 5者以上の提出があった場合は、1次審査（書面審査）を実施します。企画提案書の提出が5者未満の場合は、1次審査は実施しません。
- (イ) 審査は、提案書及び添付書類について上記(6)の評価基準に基づき次のとおり採点を行い、合計点の上位4者を選定します。
- ① 採点にあたっては、企画提案評価会議の構成員が審査項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A：非常に優秀 B：優秀 C：普通 D：やや劣る E：劣る

② 審査項目ごとの点数は、各項目の配点に①で評価したA～Eのそれぞれ係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数とします。

③ 各構成員の点数を合計し、上位4者を下記イの2次審査の対象とします。
なお、60点を基準点とし、これに満たない場合は2次審査の対象としません。
また、上位から4番目の者が複数となった場合には、各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により上位4者を選定します。

イ 2次審査（プレゼンテーション審査）

(ア) 1次審査で選定された者に対して、2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、委託契約候補者1名を選定します。

(イ) プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年7月29日（火）午前中 長野県庁会議室

※実施方法及び時間等の詳細については参加者に個別に連絡します。

(ウ) 審査は、提案書及び添付書類を確認しながら、プレゼンテーションや質疑の内容を踏まえて1次審査と同様の方法で採点し、各構成員の点数を合計し、最高得点者を見積業者として選定します。

なお、60点を基準点とし、これに満たない場合は選定しません。

また、最高得点者が複数となった場合は、各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により見積業者を選定します。

(8) 選定者（見積業者）、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により食品・生活衛生課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により食品・生活衛生課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、食品・生活衛生課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により食品・生活衛生課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(3)に同じ。

(イ) 受付時間 上記(ア)の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を食品・生活衛生課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、食品・生活衛生課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課 生活衛生係（担当：上嶋） 電話 026-235-7153 ファックス 026-232-7288 メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、委託候補者と食品・生活衛生課との協議により最終的に決定します。協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。